

1 経緯

(1) 環境推進委員制度の原則終了（平成18年度）

環境推進委員制度については、原則終了することを説明。一部の地域では、19年度まで、同制度を継続することとした。

<環境推進委員制度について>

① 目的

市民の環境保全・清掃思想を普及高揚し、市民と市のパイプ役及び地域におけるリーダー役として市民活動を推進することにより、生活環境の向上を図る。

② 組織

昭和52年に「清掃推進委員」制度発足、平成4年「環境推進委員」に名称変更

○町環境推進委員 市内およそ2,500ある単位自治会に原則としてそれぞれ1名を置く

○校区環境推進委員 校区内の町環境推進委員を代表し校区内の調整等を行うため校区に1名を置く（平成18年度末現在 144校区）

③ 環境推進委員報償 26,000円 / 人・年

④ 業務

- 行政情報の地域への周知や地域の要望等の市への伝達
- 地域ぐるみ清掃の呼びかけなど地域環境美化活動の推進

(2) 地域環境活動推進経費（平成19年度）

環境推進委員制度を終了した地域において、平成18年度まで環境推進委員に支給していた金額を校区毎にまとめて、自治協議会等へ報奨金として支給。

2 現状

平成20年度以降、地域における環境活動を支援していくため、自治協議会への補助金（活力あるまちづくり支援事業補助金）へ統合する案で、コミュニティに対して右記の資料で説明し、意見を聴取している。

環境推進委員制度終了後(平成20年度以降)の  
地域における環境活動の支援(案)について

平成19年9月  
福岡市環境局

1 これまでの経緯

- ① 地域コミュニティにおける主体的な取り組みが進んでおり、個人に報償費をお支払いする環境推進委員制度につきましては、平成18年度に原則終了しました。なお、平成19年度は経過措置期間として、希望校区に環境推進委員を設けることとし、環境推進委員を終了した校区は環境推進委員への報償費相当額を自治協議会等に支給することとしています。
- ② また、平成19年度末には、環境推進委員制度を完全に終了し、コミュニティ関連施策の検証作業における議論を踏まえ、自治協議会等のご意見をいただきながら、平成20年度以降の支援制度について検討することとしています。

2 平成20年度以降の支援制度

自治協議会制度創設から3年を経過し、地域における環境活動への支援につきましては、地域が行う主体的な活動に対して行政が支援する方法にしたいと考えており、次の案を検討しています。

(案)

環境活動に対する支援制度を「活力あるまちづくり支援事業補助金」に一本化します。

- ① 地域の実情に応じた活動や予算の組み立てが可能な「活力あるまちづくり支援事業補助金」として自治協議会に一括交付します。
- ② 従来は、地域に対する業務を環境推進委員に依頼していたため、その報償費については環境推進委員個人に支払うものでしたが、制度を一本化し、環境活動の充実を図るため、自治協議会に交付している「活力あるまちづくり支援事業補助金」の限度額を増額します。

《参考》支援の対象とする環境活動の例

- ①ごみ出しルールの徹底
- ②地域内での情報伝達
- ③地域清掃等環境美化の実施
- ④ごみ減量・リサイクルの推進